

令和2年度 北陸地方整備局 第3回事業評価監視委員会 議事録

1. 日 時：令和2年12月9日(水) 13:30~15:30

2. 場 所：北陸地方整備局 4階 共用会議室
富山河川国道事務所 3階 大会議室
金沢河川国道事務所 2階 会議室

3. 出席者：委 員) 阿部委員長、飯野委員、犬飼委員、菊野委員、小林委員、権田委員、
高原委員、林委員
整備局) 局長、次長、総務部長、企画部長、建政部長、河川部長、道路部長、
港湾空港部長、営繕部長、用地部長、統括防災官
高田河川国道事務所長、羽越河川国道事務所長、富山河川国道事務所長、
金沢河川国道事務所長、松本砂防事務所長、金沢港湾・空港整備事務所長

4. 審議等案件

1) 河川(環境)事業の再評価

◆神通川総合水系環境整備事業 (富山河川国道事務所) [重点審議]

2) 港湾事業の再評価

◆七尾港大田地区国際物流ターミナル整備事業(金沢港湾・空港整備事務所) [重点審議]

3) 砂防事業の再評価

◆姫川水系直轄砂防事業 (松本砂防事務所) [一括審議]

4) 道路事業の事後評価

◆一般国道8号 魚津滑川バイパス (富山河川国道事務所) [事後評価]

5) 河川事業の報告

◆梯川直轄河川改修事業 (金沢河川国道事務所)

◆荒川直轄河川改修事業 (羽越河川国道事務所)

◆姫川直轄河川改修事業 (高田河川国道事務所)

5. 審 議

1) 河川(環境)事業の再評価 <重点審議>

◆神通川総合水系環境整備事業（富山河川国道事務所）

(委員)

- ・2ページ目のところで、事業費が122%増加になったということですが、当初の予定金額の2倍以上となっており、隠れ場の整備が8箇所を追加、幼魚の生息場の整備が4箇所を追加など、これだけの追加整備が必要となった理由をもう少し詳しく説明いただきたいです。
- ・また、要望書を県知事から頂いているようですが、この事業については富山市長からの強い要望があると伺ったが、今回は富山市長からの要望書はきていないのでしょうか。

(整備局)

- ・当事業につきましては、サクラマスが生息環境の再生で確立した手法がないために、整備効果を確認しながら実施していくという方針の下で、当初はサクラマスが確認されている神通川中流部で事業を実施してきました。その後モニタリング調査によって、魚種増加などの整備効果が確認されることに加えて、中流部から支川、更に上流部で産卵・生息が確認されたため、そういった箇所に限定して事業を追加したものでありまして、現時点ではご提案した変更について、我々としては妥当ではないかと考えております。ただし、生物が対象で不確定な箇所もあるため、最善の策についてモニタリングを通じて検証・検討していきながら事業を進めていきたいと考えております。
- ・富山市長からの要望書は、様式上記載しておりませんが、毎年事業の進捗についてご要望を頂いております。

(委員)

- ・必要な箇所を追加したうえで、今回の整備箇所になったということで承知しました。漁業、観光、自然環境において、とても良い資源ではないかと思えます。

(委員)

- ・このような自然再生事業は、決められた手法がないということや、現場によって状況が異なる生物が対象なので、その都度様子を見ながら少しずつ事業を大きくし、より良い自然再生を目指していくということで承知しております。今回の事業計画の変更については妥当であると思っているが、この事業は2047年度までを事業期間と設定しており、その時点でどのような状態になっていれば、この事業が完了したと判断すれば良いのでしょうか。具体的な目標のようなものがあれば教えて下さい。

(整備局)

- ・この事業について、定量的な目標が示せば良いのですが、魚種や生息数など定量的な目標を現時点で設定するのが困難であり、事業の目標としてはサクラマスを含め多様な魚類の生息環境を、現在よりもより良く改善していくことを目標にしております。
- ・事業期間を2047年度まで設定している理由は、上位計画である神通川水系河川整備計画の事業期間と合わせており、治水事業と連携しながら、治水と環境の両立という観点で2047年度までを目標とさせて頂いております。

- ・当該事業は何をもって完了を目安とするのかについては、神通川水系において河川環境の改善を必要とする箇所がなくなった場合に、当該事業の完了となるのではないかと考えております。

(委員)

- ・このような新しい事業については、事業の評価についても新しい評価指標を考えていく必要があり、具体的な手法を開発していくことも重要ですが、その手法が効果的であったのかを分かりやすく示す方法を考えていくということも重要であると思います。
- ・今回 B/C 算出で CVM を使われていますが、この事業の目的を踏まえると、本来は CVM ではなく、何らかの定量的な目標があって、それがどれぐらい達成しているかを評価できると分かりやすいのですが、評価手法が確立していないので難しいということは承知しております。ただし、将来的には別の評価軸といったものが設けられるということに対して、この事業が貢献することに期待しております。

(委員)

- ・今ほどお伺いさせて頂き、この環境整備は非常に重要な事業であるということは理解できたのですが、当委員会の性質上、事業の妥当性を評価しなくてはならないという一面があります。事業期間が延長し、事業費も増加しているというところで、その妥当性を我々が納得できるようなご説明をいただければと思います。
- ・これに関連して、サクラマスなどに対する整備について、地元の子供たちや研究機関など、そういった方々の意見を 1 例でも結構なので、お聞かせいただけないでしょうか。

(整備局)

- ・今回の事業費増額と事業期間延長の妥当性について、サクラマスは海で成魚になり神通川に遡上していくのですが、神通川や井田川の下流部で夏を越して、産卵期に井田川や熊野川の上流に移動して産卵しており、神通川流域を広く移動して様々な環境を利用して生息していることがモニタリングにより判明してきました。当初は中流域で生息場の整備を進めてきたのですが、そこだけでは効果が限定的であるということで、支川や上流部に事業範囲を広げていくことが有効ではないかということ、これまでの知見から判断いたしまして計画を変更させて頂きました。まだまだ不明確な部分もあるため、今後も引き続きモニタリングを実施し、最新の科学的知見も取り入れながら効率的な事業実施に努めてまいりたいと思います。
- ・地域の声について、地元の声を幾つかご紹介させて頂きますと、「アンケートで頂いた意見になります。生物や景観に配慮した河川整備を支持する」といった意見や、「自然再生を合わせて昨今の気候変動による水害を考慮して多自然型で水害を緩和するグリーンインフラの要素を取り入れて頂いた。護岸工事も大切であるが生息する生物のことも考えて自然再生事業の実施をお願いしたい」といった意見を頂いております。

(委員)

- ・質問ではないのですが委員として、やはりこれだけの事業期間や事業費が増加しておりますので、お伝えさせて頂きます。
- ・追加工事の主なものについては、2 ページ目を見ると隠れ場の整備として 12 億円になるのか

と思うのですが、自然が相手ですので隠れ場だけの整備で果たして改善するのかという思いがありまして、多大な期間と予算をかけて実施する事業なので、しっかりとモニタリングして頂いた上で最善の策について、隠れ場に固執せずに多様な方法について考えながら、環境は限られた箇所のみを整備すれば解決するというものではないので、例えば森林を整備するなどにも影響してくる可能性もあるので、多様な可能性を考えて事業を進めて頂きたいと思います。

(整備局)

- ・ご指摘はごもっともですので、肝に銘じて事業を進めてまいります。

(委員)

- ・アンケートの内容が、再生事業によって再生が確実であるという記載で、これによって支払意思額を問う内容になっていますが、現状では効果が認められないという状況であり、この方法を広げていっても上手くいかない可能性もありますがそれでも支払いますか、といった問い方をしないとフェアではないのではないかと思います。専門家から再生事業として意見聴取を行ったとありましたが、どのような意見であったかお伺いさせて下さい。

(整備局)

- ・申し訳ありません。確認させて下さい。

(委員)

- ・当該事業には、富山県の予算は含まれているのでしょうか。

(整備局)

- ・富山県の予算も含まれております。

(委員)

- ・知事からの意見でコスト縮減と早期の事業効果発現とありますが、この言葉を重く受け止めて頂いて、事業費と事業期間が倍増しているということで、一般的な治水対策と異なり、区切りがよく分からないところであり、いつまで継続していくのかということ、どこかで定性的になるかと思うが判断材料が明文化できれば良いと思いますが、そのような事は考えておられますか。改善の見通しがなければ事業を止めてしまうのでしょうか。全体の優先順位があるなかで、いつまでもこの事業に投資し続けても良いのかということもありますので、どのように判断されるのでしょうか。

(整備局)

- ・現時点で定量的な目標を設定できていないということは、ご指摘のとおりでございます。定量的な目標がないので、終期が明確になっていないという印象を受けられるかとは思いますが。引き続きモニタリングを続けながら定量的な目標設定あるいはモニタリング手法の確立について検討していきたいと考えております。

(委員)

- ・コメントとして述べさせていただきますが、各委員の方々からご意見がありましたとおり、費用対効果があまりにも予測できなさすぎると思います。正直、イエローカードなのではないかと思います。モニタリングを実施して、専門家の意見をふまえて整備箇所数を確認してから事業化するべきではないでしょうか。

(委員長)

- ・それでは、先ほどの質問の回答をお願い致します。

(整備局)

- ・専門家からは、サクラマスの産卵に重要な支川が分かれば、そこからの整備が有効であるというような意見を頂いておまして、そういった意見をふまえて、今回は支川まで事業を広げるようにしております。

(委員)

- ・整備箇所数はどのような根拠に基づいて決めたのでしょうか。

(整備局)

- ・隠れ場所としては、ブロックを設置することによって流速が一定以下にでき得る場所を支川あるいは上流部で探していった結果、追加する整備箇所数が決まってきました。

(委員)

- ・整備しやすい場所に整備しただけで、サクラマスが生息できるかは考えていないということにはなりませんか。

(委員長)

- ・いろいろとご意見を頂きましたが、委員の皆様が感じているところは共通しており、基本的に当該事業を進めることに対して問題がある訳ではないのですが、事業を進める際のモニタリングや根拠といったところをもう少ししっかりと検討して頂いた方が良いということかと思えます。
- ・当該事業につきましては、本委員会といたしましては、調査や計画のあり方、評価手法について、先ほどの付帯はあるとしても、基本的には原案通り事業継続が妥当ということで判断したいと思いますが、いかがでしょうか。(出席委員了承)

2) 港湾事業の再評価 <重点審議>

◆七尾港大田地区国際物流ターミナル整備事業(金沢港湾・空港整備事務所)

(委員)

- ・当該事業は重点審議で、該当要件としては事業期間延長のためとご説明いただきました。4ページ目を拝見しますと、変更前と変更後で工法が変わったということですが、技術的な視点や環境面などから工法が変わって、これを実施するために何かネックとなって事業期間が5年間延伸したのかについて教えて頂きたいです。

(整備局)

- ・ 4 ページ目に記載しているとおりに、黄色い枠線で示しました本事業で発生する土砂投入区画があります。図の左側から整備しており、現在は中央の区画に投入することとなりました。この時、土砂処分地の環境への影響として水質汚濁を検討することが1つで、もう1つは土砂投入方法で、変更前は空気圧送船+排砂管というもので投入を行っていましたが、空気圧送船が廃船されたということもあり、同様の工法を採用しようとした場合に空気圧送船が石川県及び北陸管内周辺の港に在港していないということで新たな工法を選定する必要が生じたということです。
- ・ 今後、確実に作業船の手配ができ、水質汚濁の防止にも寄与する工法を検討した結果、ガットバージ船による土砂投入を選定したところであります。変更前との施工能力の差が大きく、事業期間を5年延伸したところであります。

(委員)

- ・ 分かりました。事業費に増減がない点がすごいと思いますが、いずれにしても必要な事業であると思いますので、このまま継続していただければと思います。

(委員)

- ・ 工法の変更は、空気圧送船が廃船されたのが大きな理由になるのでしょうか。

(整備局)

- ・ 工法を選定する際には、七尾港にある作業船を活用して実施していましたが、調達可能な作業船によって事業を進めることが重要であるという観点から、廃船も要因となっております。

(委員)

- ・ 空気圧送船があれば、同じ工法を継続していたのでしょうか。

(整備局)

- ・ 資料中で黄色い枠線で示した第2区画の前面が開放的になっているので、空気圧送船で土砂を投入した際に、汚濁防止の対策が必要になるかと思えます。

(委員)

- ・ 5年間という事業期間延伸を設定されていますが、対外交渉等ではなく、技術的な工法を変更したことで5年延伸になったということでしょうか。

(整備局)

- ・ 施工能力が半分程度になったというイメージでよろしいかと思えます。
平成29年からこの工法に切り替えて実施しておりますので、前の工法であれば3~4年で終わるところが、2倍近くの年数となるため、現時点で5年の延伸ということになります。

(委員長)

- ・ありがとうございました。それではご審議いただいた内容に基づきまして、七尾港大田地区国際物流ターミナル整備事業につきまして、当委員会といたしまして、計画・調査のあり方、そして評価手法の見直しが必要はないということで、原案通り事業継続が妥当ということで判断したいと思いますが、いかがでしょうか。(出席委員了承)

3) 砂防事業の再評価 <一括審議>

◆ 姫川水系直轄砂防事業 (松本砂防事務所)

(委員)

- ・予定どおり事業が進捗しており、事業費の増減もなく、効果的に事業を実施されていると見受けられました。
- ・例えば3ページ目ですが、中期的な目標として着手時に左側のような図があつて、2028年度には右側の図のようになるということでしたが、現在ほどの程度まで進んでいるのでしょうか。

(整備局)

- ・基本的には前後で評価させていただいており、土砂を止めるとなると少しでも水が溢れると被害が広がってしまうので、しっかりと整備が完了した段階でゼロになるということで、徐々に上がるというよりは最後に全て止まるというのが砂防事業の特徴となっております。

(委員)

- ・砂防事業なので、完成した段階で効果が発現するというイメージで了解しました。
- ・現在は施工中で、あまり効果は発現していないということでしょうか。

(整備局)

- ・全く効果が発現していないという訳ではないのですが、最終的に全て解消するという段階までは至っていないのですが、現段階においても砂防堰堤は数基完成しておりますので、氾濫範囲は減少しているものと認識しております。

(委員)

- ・中期的な目標の完成時である2028年度の図で示されている洪水箇所は、河川敷内ということでしょうか。

(整備局)

- ・赤い破線で囲っている箇所は、別荘地や公園などが整備されており、河川敷というよりは土地利用されている地域になります。

(委員)

- ・2028年度の最大流動深としてコンター図で示されている箇所は河川敷ということでしょうか。

(整備局)

- ・河川の範囲内になります。

(委員)

- ・事業自体は変更がなく、マニュアルの変更に伴う再評価という認識なのですが、マニュアルが変更されてB/Cがどのように変化したか教えていただけますでしょうか。

(整備局)

- ・マニュアルの変更によって、水害時の産業廃棄物の撤去費用等を見込んでよいということになりました。前回事業評価におきましては全体事業B/Cが2.1、残事業が2.7でありました。社会的割引率などの反映の仕方などもありますので一概に比較はできないのですが、見込んでよい項目が増えているのでB/Cは上がっている結果になっております。

(委員)

- ・1 ページ目に中期的な目標と記載されていますが、平成7年の災害規模に対応するものを整備することになっているかと思えます。中期的な目標が2028年までとなっており、おそらくその後長期的な目標というものもあるかと思えます。砂防事業なのでなかなか終わらないのは分かっているのですが、現在はその途中だと思っております。平成7年の災害規模を想定されているのですが、この災害規模は現時点で考えられる災害の最大規模と同規模であるのか、あるいは中期的な目標を設定した段階では平成7年の災害が一番大きくて、その後気候変動もある中で、もっと大きな災害規模を想定されていて、そちらは長期的に対応していくのでしょうか。想定する災害が変化してきている中で、ここで目標とされている災害規模の想定が問題ないものなのか確認させて下さい。

(整備局)

- ・平成7年の災害は、西側の地域で集中的な降雨があった災害でした。想定される最大規模となると、例えば流域全体に降雨がある状態も想定されますので、本当の最大ではないことも想定されます。ただし、これに対応すると事業の経過年数が数十年となってしまいますし、妥当性も説明しづらく理解が得られることも難しいものと考えられます。よって、現実的な目標として、まずは平成7年の災害規模を設定させて頂いております。
- ・現在の気候変動もふまえて、必要に応じて計画変更はあり得るかと考えられますが、まずは平成7年の災害規模に対してしっかりと対応を進めてから、その後必要性を説明したうえで次の事業に進んでいくということを考えております。

(委員長)

- ・ありがとうございました。それではご審議いただいた内容に基づきまして、姫川水系直轄砂防事業につきまして、当委員会といたしまして、計画・調査のあり方、そして評価手法の見直しの必要はないということで、原案通り事業継続が妥当ということで判断したいと思えますが、いかがでしょうか。(出席委員了承)

4) 道路事業の事後評価

◆一般国道8号 魚津滑川バイパス（富山河川国道事務所）

（委員）

- ・事業を実施したことにより効果が発現しているものだと感じられました。
- ・5 ページ目の死傷事故件数の変化ということで、暫定2車線開通前と暫定2車線開通後の死傷事故件数があり、暫定2車線開通前の時にも旧道と国道8号を分けてカウントされているのですが、この時の国道8号というのはバイパスがある程度開通されていた状態なのでしょうか。

（整備局）

- ・その通りでありまして、暫定2車線も一挙に開通した訳ではなく順次供用しておりますので、このようなグラフになっております。

（委員）

- ・旧道部分で死傷事故が多かったけれど、暫定2車線開通後に死傷事故が減少しているということで承知いたしました。
- ・事業によって効果も発現しているため、再評価の必要もないかと思えます。

（委員）

- ・今回の事業は上手くいっている事業なのだと説明を聞いておりました。
- ・一部資料の中で当該事業のみによる効果と言えるのか分からないデータが見受けられます。全体のネットワーク強化において、バイパスの効果も一定程度あることは間違いないと思いますが、魚津滑川バイパスの効果のみを上手く抜き出すような、資料の見せ方を工夫した方が良いと思います。

（委員）

- ・事前説明の際にも止めたほうがよいのではないかという意見を挙げさせて頂いたのですが、どうしても掲載しなくてはいけないのでしょうか。因果関係のはっきりしないデータは公表するには少し問題があるのではないかと思いますので、ご検討頂ければと思います。

（委員）

- ・データを補強する等して分かりやすくした方がよいと思います。

（整備局）

- ・ありがとうございました。たしかにバイパスの整備だけでこのようになったとは言い切れない部分もあるので、今後のデータ整理の仕方については検討していきたいと思えます。

（委員）

- ・富山県人として、国道8号のバイパスはよく利用しております。特に呉西に行くことも多くて、今回のバイパスには関係ないのですが、富山市から高岡市にむかう際によく利用しております。最近、高岡市民病院に接続する道路が完成したおかげですごく便利になりました。バ

イパスを整備することも重要なのですが、バイパスを利用して他の地区と結びつく沿線道路も整備することで、バイパスの利便性を高めてほしいと思います。

(委員長)

- ・ネットワークとしてしっかりと機能できるようにということかと思います。

(委員長)

- ・ありがとうございます。効果を示すデータとして適切であったかというご指摘を複数頂いたかと思います。
- ・それではご審議いただいた国道8号魚津滑川バイパスについてですが、当委員会といたしまして、資料の見せ方について議論はありましたが、投資効果は確認されておりますので、今後の事業評価、改善措置について必要はないということで、原案通り今後の対応は不要と判断したいと思いますが、いかがでしょうか。(出席委員了承)

5) 河川事業の報告(※報告案件のため、質疑等なし)

- ◆ 梯川直轄河川改修事業(金沢河川国道事務所)
- ◆ 荒川直轄河川改修事業(羽越河川国道事務所)
- ◆ 姫川直轄河川改修事業(高田河川国道事務所)

6) その他

(事務局)

- ・神通川総合水系環境整備事業について、補足説明をさせて頂きたいとの連絡がありましたので、お時間を頂きたいと思います。

(整備局)

- ・先ほど、計画の変更内容について専門家からどのような意見が伺って計画変更を行ったかというご質問を頂きましたが、十分な回答ができていませんでしたので、補足をさせて頂きます。
- ・計画の策定にあたりましては、環境及び河川工学の学識者、国の機関である土木研究所、富山県、富山市、富山県の水産研究所のメンバーからなる、神通川自然再生計画検討委員会を開催しております。その際の意見としては、隠れ場はできる限り滞筋が安定した水衝部を選定すること、幼魚の生息場は堤内地から流入する流速が遅い場所を選定すること、というご意見を頂きました。これらに基づいて隠れ場8箇所を追加、生息場9箇所を追加を委員の先生方にお示しして確認を頂き、ご了承を頂いたうえで計画変更案を作成しております。

7) 委員長総括

(委員長)

- ・それでは本日の審議についてまとめさせていただきます。
- ・委員の皆様から懸念事項などのご意見を頂戴いただきましたが、基本的に共通する内容であったかと受け止めました。環境で生物が関わるような問題ですので、定量的・客観的な理論的議論が難しい典型的な例であったかと思えます。そのような意味では先ほどご説明頂いた内容で対応頂いたということでしたので、基本的には当該事業の継続については妥当であると考えております。一方、今後の対応方法については継続的に評価を行っていくということになるかと考えております。
- ・このような点をふまえ、本日審議頂いた3件について、原案どおり事業の継続が妥当であるということ、事後評価を頂いた1件について、原案どおり今後の対応なしということで、このような結論でよろしかったでしょうか。(出席委員了承)
- ・本日の委員会資料の公開・非公開の確認でございます。ホームページ等に資料を公開するか否かについて、運営要領の第3条第3項におきまして、「委員会の会議に提出された資料・議事録等は公開する。ただし、公開する事が適切ではないと当委員会が判断する資料は公開しない」と記載されております。本日の会議で提出のあった資料につきましては公開ということでもよろしいでしょうか。(出席委員了承)

(委員)

- ・先ほどの一般国道8号魚津滑川バイパスの資料は一部資料の修正が必要ではないでしょうか。

(委員長)

- ・資料として適切かという疑義があるということですが、おそらく指摘箇所のデータは無くても基本的な趣旨は伝えられる内容であったかと思えます。そのような意味では無理に掲載しなくても良いとは思いますが、皆様いかがでしょうか。むしろ掲載することで論点が分かりにくくなるといったこともありますので、掲載しないということでもよろしかったでしょうか。(出席委員了承)